

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年2月13日
【会社名】	株式会社プロシップ
【英訳名】	Pro-Ship Incorporated.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴木 資史
【本店の所在の場所】	東京都千代田区飯田橋三丁目8番5号
【電話番号】	050(1791)3000
【事務連絡者氏名】	代表取締役社長 鈴木 資史
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区飯田橋三丁目8番5号
【電話番号】	050(1791)3000
【事務連絡者氏名】	代表取締役社長 鈴木 資史
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 514,395,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	319,500株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 本有価証券届出書による上記の普通株式に係る募集は、2026年2月13日開催の当社取締役会決議によります。
2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分（以下「本自己株式処分」といいます。）により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
3. 当社と割当予定先であるファーストアカウンティング株式会社（以下「ファーストアカウンティング」又は「割当予定先」といいます。）は、2026年2月13日付で資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といい、本資本業務提携契約に基づく資本業務提携を「本資本業務提携」といいます。）を締結しております。
4. 振替機関の名称及び住所は以下の通りです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	319,500株	514,395,000	-
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	319,500株	514,395,000	-

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
1,610	-	100株	2026年3月2日	-	2026年3月2日

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 申込みの方法は、当社と割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日までに後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
4. 払込期日までに割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本自己株式処分は行われないことがあります。
5. 払込期日に割当予定先から申込みが行われなかった株式については失権となります。
6. 本自己株式処分は、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生していることを条件としております。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社プロシップ 管理本部	東京都千代田区飯田橋三丁目 8番 5号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社りそな銀行 市ヶ谷支店	東京都千代田区九段南四丁目 8番26号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
514,395,000	4,000,000	510,395,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書の作成支援費用、アドバイザリー費用、弁護士費用等です。

(2)【手取金の使途】

上記の差引手取概算額510,395,000円につきましては、以下の内容に充当する予定であります。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定期間
ファーストアカウンティングの普通株式の取得費用	510	2026年3月～2026年6月

(注) 支出予定期間までの資金管理については、銀行預金により安定的な資金管理を図る予定であります。

後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、当社と割当予定先であるファーストアカウンティングとの間での業務提携を進めるにあたり、相互に株式を取得することが、両社の協力体制を構築し、業務提携をより確実なものにすると判断し、新たに資本関係を構築することといたしました。そのため、本自己株式処分により調達する上記差引手取概算額510百万円につきましては、当社が市場買付け又はその他合理的な方法により同社普通株式を取得するための対価の支払いに全額を充当する予定です。支出予定期間は、2026年3月から2026年6月までの間を予定しております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a . 割当予定先の概要	名称	ファーストアカウンティング株式会社
	本店の所在地	東京都港区芝公園二丁目4番1号
	直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 事業年度 第9期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) 2025年3月28日 関東財務局長に提出 (半期報告書) 事業年度 第10期中 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日) 2025年8月14日 関東財務局長に提出
b . 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数 0株
		割当予定先が保有している当社の株式の数 0株
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

(注) 「a . 割当予定先の概要」及び「b . 提出者と割当予定先との間の関係」の欄は、2026年2月13日現在におけるものであります。

c . 割当予定先の選定理由

(1) 本資本業務提携の背景と目的

当社は、「Speciality for Customer」を基本理念に掲げ、「世界で最も優れた固定資産管理ソリューション」を提供することを目指しております。当社が目指す姿は、会計システムとしての枠を超え、固定資産に関する会計や税務の数値データと、工場や店舗にある「実際のモノ」を結びつけることで経営課題を可視化する、モノを中心とした「マネジメント・プラットフォーム」への進化です。会計と現場をつなぎ、経理部門の効率化のみならず、現場の意思決定を支援し、企業の経営そのものの質を向上させる、モノを基軸とした新たな価値創造に挑戦しています。

こうした取り組みの中で、2025年8月より経理特化型AI領域において高い技術力を有し、「経理シンギュラリティ（経理業務の自動化）」構想を牽引するファーストアカウンティング社と、業務提携による協業可能性について意見交換を開始いたしました。

2027年4月に強制適用が予定されている新リース会計基準により、企業が管理すべき契約件数の増加やデータ入力負荷が大幅に高まることを見据え、当社の固定資産管理ソリューションと、同社が有する契約書・証憑の読み取りおよび自動仕訳等のAI技術を組み合わせることで、企業の課題解決に資する新たな価値提供が可能であるとの認識を共有いたしました。

さらに、両社の顧客基盤を相互に活用した販売拡大に加え、その後も同社の経理AI技術との連携を深め、固定資産管理業務の生産性向上を図ることで、“世界で最も優れた固定資産管理ソリューション”に向けた技術協業の可能性について協議を深めてまいりました。これらの検討を通じ、両社の協業によるシナジー創出の蓋然性が高いことを確認できたため、より具体的な協議を進めるとともに、協業体制の強化と関係性の一層の深化を図るべく、相互の信頼関係を基盤とした本資本業務提携を実施することといたしました。

(2) 業務提携による具体的なシナジーと取り組み

両社は以下の点に注力し、相互の業績拡大を目指します。

新リース会計基準対応における入力自動化・効率化

2027年4月に強制適用が予定されている「新リース会計基準」において、企業が管理対象とすべき契約は大幅に増加することが見込まれます。これに伴う膨大なデータ入力負荷は、多くの企業にとって喫緊の課題です。当社の固定資産管理ソリューションと、ファーストアカウンティングのAI技術（契約書・証憑の読み取りおよび自動仕訳技術）を連携させることで、管理対象となる契約の入力について、自動化および効率化を実現するソリューションを共同で展開します。

顧客基盤の相互活用による販売拡大

大手企業を中心とした当社の顧客基盤とファーストアカウンティングの顧客に対し、両社の連携ソリューションを提案（クロスセル）することで、双方の事業成長および業績拡大を図ります。

「世界で最も優れた固定資産管理ソリューション」の実現

本資本業務提携は、新リース会計基準対応にとどまるものではありません。その後もファーストアカウンティングの経理AI技術との連携を深め、会計データと工場・店舗など現場にある資産にまつわる情報を結びつけることで、従来の「カネ」中心の管理手法とは一線を画す、「モノ」を基軸としたマネジメント・プラットフォームの構築という新たな価値創造に貢献します。

（3）資本提携の理由

今回の協業は新リース会計基準対応をはじめとする中長期的なソリューション開発を伴うものであり、継続的な技術連携と顧客価値の最大化に向けて、両社が中長期的視点でコミットする体制が不可欠であると判断いたしました。このため、単なる業務提携にとどまらず、相互に株式を保有する資本提携を行うことで、協業の安定性・継続性を強固にし、双方のリソース投下や意思決定の一體感を高める必要があるとの結論に至り、本日、本資本業務提携契約を締結いたしました。

なお、本自己株式処分は本資本業務提携の一環として行われるものであり、当社が第三者割当により319,500株の自己株式処分を行い、当社普通株式の発行済株式総数（自己株式を除く。）25,126,736株（2025年9月30日現在。ただし、当社は2025年10月1日を効力発生日として当社普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っているため、当該発行済株式総数は当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。）の1.27%（総額約5億円）をファーストアカウンティングが取得する予定です。

また、当社は、ファーストアカウンティングによる当社普通株式取得額と同程度になるように、2026年3月から2026年6月までの間に、総額約5億円相当のファーストアカウンティング株式を市場買付け又はその他合理的な方法により取得する予定です。

d. 割り当てようとする株式の数

割当予定先	種類	処分予定株式数
ファーストアカウンティング株式会社	当社普通株式	319,500株
合計		319,500株

e. 株券等の保有方針

当社は、割当予定先であるファーストアカウンティングより、本自己株式処分による株式の取得は当社との関係強化を目的とした投資であり、長期的に継続して保有する方針であることを口頭で確認しております。また、本資本業務提携契約において、当社及び割当予定先のファーストアカウンティングは、相手方の書面による事前の同意がない限り、その保有割合が相手方の発行済株式総数の5%を超える買い増しをすることができない旨規定しております。

なお、当社は、割当予定先であるファーストアカウンティングより、払込期日から2年以内に本自己株式処分により取得する当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、ファーストアカウンティングの「第10期中半期報告書」に記載されている中間連結財務諸表により、同社が本自己株式処分の払込みに要する充分な現預金その他の流動資産を保有していることを確認していることから、かかる払込みに支障はない判断しています。

g. 割当予定先の実態

ファーストアカウンティングは、東京証券取引所グロース市場に上場しており、同社が東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書（最終更新日 2025年3月31日）の「 内部統制システム等に関する事項 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」において、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況が記載されており、当社において当該内容及び基本的な方針を確認しております。さらに当社は、ファーストアカウンティングの担当者との面談内容も踏まえ、同社及びその役員が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」といいます。）には該当せず、特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

当社及び割当予定先は、相手方の書面による事前の同意がない限り、相手方の株式を売買できません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 処分価額の算定期間及びその合理性に関する考え方

処分価額につきましては、本自己株式処分に係る取締役会決議日（以下「本取締役会決議日」といいます。）の直前営業日（2026年2月12日）までの直近1ヶ月間（2026年1月13日から2026年2月12日まで）の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値に相当する金額である1,610円（円未満切り捨て）といいました。本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前営業日までの1ヶ月間の終値の単純平均値を採用したのは、直前営業日という特定の日の株価のみを基準とするのではなく、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響等特殊要因を排除でき、算定期間として客觀性及び合理性をより確保することができると判断したためであります。また、算定期間を直近1ヶ月としたのは、直近3ヶ月、直近6ヶ月と比較して、より直近の一定期間を採用することが、現時点における当社株式の価値を反映するものとして合理的であると判断したためであり、割当予定先と協議の上決定いたしました。

なお、処分価額1,610円は、本取締役会決議日の直前営業日（2026年2月12日）の当社普通株式の終値1,433円に対して12.35%（小数点以下第三位を四捨五入。本項において以下同じです。）のプレミアム、直近3ヶ月間（2025年11月13日から2026年2月12日まで）における当社普通株式の終値平均値1,639円（円未満切り上げ、本項において以下同じです。ただし、当社が2025年10月1日を効力発生日として当社普通株式1株につき2株の割合をもって行った株式分割の効力発生日の前日以前の終値については、当該株式分割による調整後の株価を使用しております。）に対して1.77%のディスカウント、直近6ヶ月（2025年8月13日から2026年2月12日まで）における当社普通株式の終値平均値1,604円に対して0.37%のプレミアムとなります。

上記のとおり、本自己株式処分の処分価額の決定にあたっては、当社株式の価値を表す客觀的な指標である市場株価を基準としています。また、当該処分価額は、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日制定）に準拠したものであるため、当社は、本自己株式処分の処分価額の決定方法は合理的であると判断しております。この判断に基づいて、当社取締役会は、本自己株式処分の条件について十分に討議、検討を行い、取締役全員の賛成により本自己株式処分につき決議いたしました。

また、上記処分価額につきましては、当社監査等委員会（社外取締役3名にて構成）から、上記算定期間による処分価額の決定は適正・妥当であり、かつ日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、割当予定先に特に有利な処分価額には該当せず、適法である旨の意見を得ております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本自己株式処分に係る株式数は319,500株であり、当社普通株式の発行済株式総数（自己株式を除く。）25,126,736株（2025年9月30日現在。ただし、当社は2025年10月1日を効力発生日として当社普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っているため、当該発行済株式総数は当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。）の1.27%（上記株式分割に伴い増加する議決権数を反映した、総議決権数250,232個に対する割合1.28%。いずれも小数点以下第三位を四捨五入。）に相当し、これにより一定の希薄化が生じます。

しかしながら、本自己株式処分は、当社と割当予定先との間の本資本業務提携に基づき実施されるものであり、本資本業務提携は、さらなる営業強化・連携、新たなソリューションの開発や提供を実施することなどにより、事業の強化を図るものであります。したがって、本自己株式処分は、将来的な当社の売上・収益の拡大に結び付き得るものであり、当社の中長期的な企業価値の向上に寄与し、既存株主の利益にも資すると見込まれるものであり、これらを踏まえると、当社は、上記一定の希薄化の規模も考慮しつつ、処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	割当前		割当後	
		所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所 有議決権数 の割合 (%)	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所 有議決権数 の割合 (%)
鈴木 勝喜	東京都立川市	5,102	20.39	5,102	20.14
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社（信託口）	東京都港区赤坂1丁目8番1号 赤坂インターシティA I R	1,895	7.58	1,895	7.48
UH Partners 2投資事業有限責 任組合	東京都豊島区南池袋2丁目9-9	1,619	6.47	1,619	6.39
光通信KK投資事業有限責任組合	東京都豊島区西池袋1丁目4-10	1,364	5.45	1,364	5.38
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUPPORTFOLIO) (常任代理人 株式会社三菱UFJ 銀行 決済事業部)	245 SUMMER STREET BOSTON, MA 02210 U.S.A. (東京都千代田区丸の内1丁目 4番5号)	1,139	4.55	1,139	4.50
野村信託銀行株式会社（投信 口）	東京都千代田区大手町2丁目2- 2	1,131	4.52	1,131	4.46
長谷部 政利	東京都練馬区	822	3.28	822	3.24
光通信株式会社	東京都豊島区西池袋1丁目4-10	493	1.97	493	1.95
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224 (常任代理人 株式会社みずほ 銀行決済営業部)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	483	1.93	483	1.91
川久保 真由美	東京都杉並区	444	1.78	444	1.75
計		14,495	57.93	14,495	57.20

- (注) 1. 割当前及び割当後の「所有株式数」につきましては、2025年10月1日付で実施した株式分割（普通株式1株につき2株の割合）の結果を反映し、2025年9月30日の株主名簿記載の株式数に2を乗じた数を記載しております。
2. 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。割当前及び割当後の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。
3. 上記のほか、当社保有の自己株式6,511,664株は、本自己株式処分後6,192,164株となります。当該自己株式数は2025年9月30日現在の株主名簿記載の株式数に分割割合である2を乗じた株式数を記載しております。
4. 割当後の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、割当後の所有株式に係る議決権の数を、当社の2025年9月30日現在における総議決権数（124,920個）に、2025年10月1日付で実施した株式分割により増加した議決権数（125,312個）と、本自己株式処分により増加する議決権数（3,195個）を加算した総議決権数（253,427個）で除した値です。ただし、割当前及び割当後の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2025年9月30日以降に生じたその他の総議決権数に対する所有議決権数の比率の変動は反映しておりません。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等、金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第56期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
2025年6月20日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

事業年度 第57期中（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）
2025年11月14日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

該当事項はありません。

4【訂正報告書】

訂正報告書（上記1の有価証券報告書の訂正報告書）を2025年7月1日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下、「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2026年2月13日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日（2026年2月13日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社プロシップ
(東京都千代田区飯田橋三丁目8番5号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。